

平成27年第2回定例会

長柄町議会議録

平成27年 6月12日 開会

平成27年 6月12日 閉会

長柄町議会

平成27年長柄町議会第2回定例会会議録目次

| | |
|-----------|---|
| ○招集告示 | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (6月12日)

| | |
|---------------------------------|----|
| ○議事日程 | 3 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 4 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| ○本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 4 |
| ○開会及び開議の宣告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 5 |
| ○会期の決定 | 5 |
| ○諸般の報告 | 6 |
| ○行政報告 | 6 |
| ○一般質問 | 7 |
| 山根義弘君 | 7 |
| 池座輝美君 | 21 |
| 本吉敏子君 | 25 |
| ○報告第1号～報告第4号の上程、説明 | 38 |
| ○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 40 |
| ○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 42 |
| ○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 44 |
| ○請願第1号、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 45 |
| ○日程の追加 | 48 |
| ○発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 49 |
| ○閉議及び閉会の宣告 | 51 |
| ○署名議員 | 53 |

長柄町告示第14号

平成27年長柄町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月14日

長柄町長 清田勝利

1 期 日 平成27年6月12日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 • 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 本 吉 敏 子 君 | 2番 | 池 座 輝 美 君 |
| 3番 | 山 崎 悅 功 君 | 4番 | 星 野 一 成 君 |
| 5番 | 山 根 義 弘 君 | 6番 | 月 岡 清 孝 君 |
| 7番 | 古 坂 勇 人 君 | 8番 | 吉 原 成 君 |
| 10番 | 神 崎 好 功 君 | 11番 | 篠 原 貞 夫 君 |
| 12番 | 関 民之輔 君 | | |

不応招議員（なし）

平成27年長柄町議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成27年6月12日（金曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（議長の報告）

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 報告第 1号 平成26年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 2号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3号 平成26年度長柄町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 4号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 議案第 1号 長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 2号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 10 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第 2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

追加日程第 1 発議案第 1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

発議案第 2号 国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書

出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 本吉敏子君 | 2番 | 池座輝美君 |
| 3番 | 山崎悦功君 | 4番 | 星野一成君 |
| 5番 | 山根義弘君 | 6番 | 月岡清孝君 |
| 7番 | 古坂勇人君 | 8番 | 吉原成君 |
| 10番 | 神崎好功君 | 11番 | 篠原貞夫君 |
| 12番 | 関民之輔君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 鈴木誠一君 |
| 総務課長 | 田中武典君 | 住民課長 | 蒔田功君 |
| 事業課長 | 池上了次君 | 会計管理者 | 松本昌久君 |
| 総務企画班長 | 内藤文雄君 | 財政管財班長 | 石井正信君 |
| 税務班長 | 若菜聖史君 | 保険住民班長 | 川島修君 |
| 健康福祉班長 | 三上清志君 | 産業振興班長 | 森田孝一君 |
| 地域整備班長 | 白井浩君 | 教 育 長 兼 教育課長 | 佐川和弘君 |
| 学校教育班長 兼給食センター長 | 片岡正直君 | 生涯学習班長 兼公民館長 | 前川雅英君 |
| 農業委員会会長 事務局長 | 森田孝一君 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|------|-------|
| 議会書記 | 安部吉輝 | 議会書記 | 山口二美代 |
|------|------|------|-------|

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（関 民之輔君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりをいただき、ご苦労さまでございます。

傍聴の皆様には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成27年長柄町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（関 民之輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

2番 池 座 輝 美 君

3番 山 崎 悅 功 君

を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（関 民之輔君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12日から16日までの5日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの5日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（関 民之輔君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（関 民之輔君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より、行政報告の申し入れがありましたので、これを許可します。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 行政報告。

公民館の建設について、検討委員会の答申をいただきましたので、今後の予定について報告をいたします。

当公民館は、49年に完成し、現在40年を経過したところでございます。当時は、鉄筋コンクリート構造の2階建てで、講堂を備えた先進的な建物でしたが、年月とともに老朽化が進んだことや災害時の避難所としているため、施設の耐震化についても対策が求められている現状であります。

このため昨年度に、議会、教育委員、公民館利用者など15名で構成する公民館建設検討委員会を設置し、建て替えについて諮問させていただいたところであります。

その結果、建設場所については、利便性や周辺公共施設との一体的な利用を図る上で、現在の場所が望ましいとの全会一致での結論を踏まえた答申を、月岡委員長より3月末にいたしました。私としては、検討委員会の答申を尊重し、本事業を進めてまいり

たいと考えております。

今年度は、施設の規模や間取り等を含めた内容を具体化させるための基本計画を初めとする調査、設計業務を行ってまいりたいと存じます。

業務を進めるに当たり、できるだけ有利な財源を確保するとともに、その都度、社会経済状況を適切に判断しながら、引き続き検討委員会において協議をお願いし、経済的で町民の皆様の使い勝手のよい施設の建設に向け取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては深いご理解と一層のご協力をお願い申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（関 民之輔君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（関 民之輔君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、趣旨を整理され簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承を願います。

なお、一般質問においての再質問は2回で終わりますよう、ご協力をお願ひいたします。では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 山根義弘君

○議長（関 民之輔君） 5番、山根義弘君。

○5番（山根義弘君） 改めましておはようございます。5番、山根でございます。よろしくお願ひいたします。

先般行われました長柄町町制施行60周年記念式典、おごそかにとり行われまして、また一つ歴史を積み重ねた我が郷土は、誇りであり感慨深いものでございました。表彰の栄を受け

られた方々の労をねぎらうとともに、無事式典を成功裏におさめたのは、町長を初め式典の準備運行スタッフ等のおかげであると思います。

さて、私どもの議員任期4年は、間もなく終了しようとしておりまして、これは最後的一般質問となります。今回の一般質問と合わせますと、4年間で約80項目の質問をさせていただくことになります。毎回のようにお騒がせしてまいりましたけれども、町長や教育長を初め職員の皆様には真摯なご回答いただき感謝しております。

また、中学生海外研修事業の再開については、高い評価が得られているようで感謝申し上げます。いずれ、長柄町が、海外からのホームステイの受け入れができるようになればいいなというふうに思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので順次質問をさせていただきます。

1項目めでございます。

長柄町都市マスタープラン（土地利用計画）の見直しについてでございます。

平成4年度に策定されました長柄町都市マスタープランは、首都圏や千葉県、長生地域などの広域圏での長柄町の役割を認識し、今後長柄町を取り巻く自然的、社会的醸成が、首都圏中央連絡自動車道の整備を転換点として、比較的、保全的傾向にあった土地利用について、都市的土地利用として導入すべき機能、都市基盤整備の方向、人口対策、産業振興等、将来のあるべき姿を整理し将来の都市計画の導入を前提としてまとめたものがありました。

しかしながら、既に20年以上を経過し、策定当時の人口推計を初め、土地利用や周辺部での都市構造、あるいは産業そして公園、緑地、レクリエーション等の課題項目に大きな変化が生じております。

例えば、本プランでの人口推計に当たっては、当時の、平成22年度の推計値は1万3,600人というふうになっておりまして、次年度以降も右肩上がりというふうな人口推計でありました。

ところが、平成22年度人口の実態としては8,035人ということでございます。右肩下がりの展開となっておりまして、5,565人の開きが生じています。パーセンテージにしますと41%もの誤差が生じているということだけではなくて、平成26年度では7,586人という実態でございまして、4年間で449人の減ということで、右肩下がり状態が続いているということでございます。

また、首都圏中央連絡自動車道のスマートインターチェンジの設置についても、土地利用計画に大きなインパクトを与える要因となってきております。

長柄町の活性化の基盤をなす都市マスターPLAN、つまり土地利用計画は、我が町の将来を展望した「点」と「線」、そして「面」をつなぎながら、豊かな自然との調和の上でなされるものであり、長柄町のあるべき姿が描き出されるものでございます。

さまざまな課題を抱える現在、特に多様な産業振興こそが雇用の場を生み出し、人口流出問題等の切り札であり、安定的な財政運営を可能とするものでございます。

よって、長柄町の活性化が急務と考えますことから、基礎をなす新たな土地利用計画の策定、つまり長柄町都市マスターPLANの見直しを検討すべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか、お聞きいたします。

2項目めでございます。

ランチミーティング、町政座談会についてでございます。

町民と町長の距離をなくし親しみやすい行政や住民との意見交換、あるいは協働の町づくりを推進するためにも、ランチミーティングは非常によい方策だと思います。

しかしながら、一過性であってはなりませんし形骸化しても意味がなくなりますことから、継続性を確保していく環境づくりが肝要であるというふうに考えます。

そこで、ランチミーティングの昨年度の成果と今後の課題及び方向性について、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

3項目めでございます。

国民健康保険事業の運営についてでございます。

国民健康保険事業運営の広域化が、平成30年度を目標に進められておりますが、その中で2点ほどお聞きします。

1点目ですが、県内一元化の現在の進捗状況についてお聞きいたします。

2点目は、介護保険事業と同様に、国民健康保険事業の運営も県内一元化されるということでございますけれども、広域化の効果はいかように考えているのかお聞きいたします。

次に、4項目めでございます。

長柄町の総合交通システム計画の策定についてでございます。

全国的にも、住民ニーズと事業経費のバランスが良好な運行形態の事例は、ごく少ないというふうに聞いております。各自治体が苦慮しながら、試行錯誤している実態は理解しておりますけれども、空気を運ぶような町内循環バスの運行や福祉タクシーの利用実態が、住民の満足度を満たしているとは考えがたいのではないかというふうに思います。

道路運行法等の規制緩和として特区申請、あるいは法規制の枠を越えた運行や各地域ごと

の住民組織による自主的な運行方法等も一考の価値があると思います。

そこで、2点ほどお聞きします。

1点目ですけれども、交通弱者を支え経済的な視点からも事業を継続するためには、町内循環バス運行事業の見直しを初め福祉交通支援、福祉タクシーですね、そのあり方を総合的に見直しながら、より利便性の高い町総合交通システムの構築が必要であるというふうに考えます。

そのために、町総合交通システムを検討する組織を設置することなどにより、既存の枠にこだわらずに多様なニーズを満たすための方策を早急に検討していくべきというふうに考えますが、いかがお考えでしょうかお聞きします。

2点目ですけれども、さらに病院や都市部への移動手段等の住民ニーズが非常に高いということから、それぞれの市町村と連携した広域的な交通計画もあわせて検討をすべきというふうに考えますが、いかがお考えかお聞きいたします。

次に、5項目めでございます。

特別養護老人施設入所希望者の実態についてでございます。

町内における特別養護老人ホーム入所者数は、平成26年10月現在で48人となっております。また、郡内における特養ホームの入所希望者待機者数、これは、平成27年1月現在、約700人、長柄町では26人の入所希望待機者がおります。町内においては、35%の人たちが待機しているということになります。

長生郡市には、特別養護老人施設が17施設ありますけれども、入所希望待機者がいるからといって、全てが満床とは限りません。なぜなら、施設により料金格差があり、高額な施設については空きがあるということで聞いております。高額な料金では支払いが困難な方もおり、経済的な理由から安価な施設の空きを待っているケースがあるからだということでございます。

高齢化の進展により、現在の施設では、入所希望待機者は増加の一途を辿るのではないかというふうに考えます。

そこで3点ほどお聞きいたします。

1点目ですけれども、町内における特別養護老人ホーム入所希望待機者における現在の生活実態を、どのように把握しているのかお聞きします。

2点目でございます。町内における特別養護老人ホーム入所希望者数と入所希望待機者数の今後の推測はどう捉えているのかお聞きします。

3点目です。経済的な理由から、安価な施設の空きを待つ入所希望者をなくすため、町は特別養護老人ホーム施設の確保について、どのように考えているのかお聞きいたします。

6項目めでございます。

人・農地プラン（地域農業マスターPLAN）についてでございます。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

このため、それぞれの集落、地域において、徹底的な話し合いを行い、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる人・農地プラン（地域農業マスターPLAN）が作成されるというふうに聞いておりますので、3点ほどお尋ねいたします。

1点目ですけれども、プラン策定の経過措置と概要をお聞きいたします。

2点目ですけれども、本プランの公表は、いつどのようにしていくのかお聞きします。

3点目、国主導の全国一律のプランだけではなくて、町の住民の意見や農家の希望等を取り入れたきめの細かい町独自の農業基本計画が必要であるというふうに考えますが、いかがお考えかお聞きいたします。

最後の項目でございます。7項目めでございますけれども、長柄町特別奨励作物についてでございます。

ふるさと産品育成のために、大豆、蕎麦、小麦を栽培し、農産物加工の目的に供する場合、長柄町特別奨励作物栽培補助金交付要綱が設置されておりますけれども、農家と行政の間で考え方には乖離が見られることから、2点ほどお伺いいたします。

1点目ですけれども、特別奨励作物の需要と供給の状態の、その実態はどうかお聞きいたします。

2点目ですけれども、大豆作物については、収穫過程における自走式脱穀機等があれば、栽培面積がふやせるとの声が多くあります。供給が増大すれば、特産作物として多様な加工品の製造も可能となり得ることから、町で購入し貸与するシステムづくりを検討願いたいというふうに考えますがいかがでしょうか。

ただし、連作障害を避けるための輪作として栽培される場合も非常に多いということから、農家サイドでの協同組織化は難しい一面があるということあります。何か方策がないか、今すぐ検討願いたいというふうに考えますがいかがでしょうか、お聞きいたします。

以上で1回目の私の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

まず1点目の都市マスターPLANの見直しについてのご質問ですが、本町の都市マスターPLANは都市計画法第18条の規定により、平成5年3月に定めたものであります。

策定の背景といたしましては、圏央道建設に伴う都市計画区域の決定に向け、都市計画法の資料とすべく作成したもので、その後の見直しは行ってはおりません。

人口推計については、ご指摘のとおり、町内に具体的な民間開発プロジェクトが計画されておりましたので、この開発に伴う誘発人口として4,800人が見込まれていたため、1万3,600人と推計をいたしましたが、トレンド予測数値では8,800人でありますので1割程度の誤差と考えられます。

また、都市整備の基本方針については、市原市や茂原市に隣接した立地条件を生かし、自然と調和した町づくりを目指す方向に大きな変化は生じてはおりません。

現在、国の地方創生交付金により長柄町総合戦略の策定中でありますので、その中で、豊かな自然を残しつつ都市基盤整備の方向、人口対策、産業振興等についての計画を盛り込んだ内容にしていくことが、経済的にも有利であると考えております。

2点目のランチミーティングについてのご質問でございますが、町民の皆様の生の声を直接お聞かせいただく機会として、平成23年度から毎年開催しております。

第1回目は、消防団員の皆さんを対象として開催しました。団員の確保や予算確保について、消防団員として直面している問題について要望がありました。また、子供を持つ父親として、保育料の減免、中学生までの医療費助成などの要望をいただき、本町でも25年度から実施したところでございます。

2年目は、生涯クラブ連合会の皆さんと会食をいたしました。皆さんには、空き缶拾いや花の手入れなどのボランティア活動を中心に活動しており、本町がより住みやすい環境となるよう意見を交換したところであります。

3年目は、商工会の皆さんでしたが、その際に、独自のプレミアム付商品券を発行したいとの要望があり、今年度に国が推進する地方創生関係の交付金を活用し、本町においても発行する運びとなりました。

昨年度に実施した第4回は、介護予防推進及びサポーターの皆さんであります。運動教室を通じて、医者要らず、介護要らずの体づくりを推進しており、この活動の重要性を強く感じたところであります。

ランチミーティングは、町民の生の声を聞くすばらしい機会であるとともに、行政の説明、また報告の機会として有用でありますので、今後も広報等で広く募集してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

3点目の国民健康保険事業の運営についてのご質問ですが、県内一元化につきましては、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、平成30年度を目指し、運営主体を市町村から地域の医療計画の策定者である都道府県に財政運営の責任主体を移管し、安定的な国保運営と事務の効率化、広域化を図ろうとするものです。

現在、新たな制度の円滑な実施、運営に向けて、県と検討、協議を重ねている状況であります。

広域化に伴う効果につきましては、国保運営の構造的な問題である構成層の高齢化、所得水準の低下等に起因する財政基盤の脆弱性に対し、医療供給体制及び国保給付の責任主体を都道府県が一体的に担うことで財政運営の安定性の確保、また効率的な事業運営を図り、国民皆保険を維持しようとするものであります。

今後市町村は、引き続き地域住民との身近な関係を生かし、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい業務に努めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4点目の総合交通システム計画の策定についてのご質問ですが、現在運行している巡回バスについては、利用状況から各種要望と照らし合わせ調整してきた経緯があります。さらに、こども園の送迎バスも兼ねてしておりますので、調整できる範囲はおのずと限定されることも実情であります。現在の利用状況は、月の延べ人数で400人程度、年間5,000人弱の利用実績となっております。

近年、高齢者の増加により、巡回バスでは補うことのできないサービス需要が年々増加していることから、デマンドタクシーや福祉タクシーなどの必要性が高まっていることは認識しております。

近隣市町村でも、各種手法を取り入れて試行錯誤をしておりますが、財政面などを含め、これといった解決策はないようであります。

当面は、巡回バスの利便性向上を図りつつ、潜在ニーズの把握に努め、本町に合った交通システムの導入に向け、国や県の財政的な支援なども的確に捉えながら、その可能性が高まった段階で組織を立ち上げ、具体的な検討に入りたいと考えております。

また、広域的な交通計画についても、連動して検討をしていかなければならない問題と認識しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

5点目の特別養護老人ホーム入所希望者の実態についてのご質問ですが、特別養護老人ホーム、いわゆる特養は、要介護の重い方が主に入所する場であり、平均介護度は要介護3から4と言われております。

特養の多くで、入所希望者が順番を待つ状況にあります。入所希望者は、老人保健施設やデイサービス、ショートステイを利用しながら待つという人が多いのではないかと思います。

次に、今後の待機者数の推測ですが、核家族化が進み、独居や高齢者世帯が増え、家庭で介護するのが難しい状況であることも、施設待機者の増加を招いていることも考えられます。このことは、ご指摘の経済状態にも関係し、より安価な施設の空きを待っているケースが増加の一因とも思われます。高齢化率の上昇など、町の3割以上が高齢者という現状から、施設入所者、待機者は、今後も増えると予測しております。

このようなことから、施設の確保につきましては、平成30年度の設置を、第6期介護保険事業計画に位置づけるとともに、都市内でも情報を共有し、広域連携を図って取り組んでいくところであります。

また、人生の最期まで、自宅で家族と過ごせるよう、在宅医療と介護の連携に努めるよう、生活の質の向上を目指して施策を進めてまいります。

町でも、在宅医療と介護の連携を強化するために、近隣市町村、各種関係機関、さらに民生委員やボランティア等の住民組織と連携し、在宅での介護をチームで支えられる体制を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

6点目の人・農地プランについてお答えをいたします。

プラン策定の経過措置と概要につきましては、平成26年8月に、農業者の皆様へ地域農業の将来に関するアンケート調査を行い、今後の地域農業の中心となる経営体の把握、経営体に農地をどのように集めるのか、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方の把握をしたところでございます。

この結果を集計し、本年3月に開催した人・農地プラン策定検討委員会の審議を経て決定したものが本プランでございます。

本プランでは、国の補助事業である青年就農給付金及びスーパーL資金の当初5年間無利子化並びに経営体育成支援事業を受けることができるようになります。

なお、公表については、町ホームページで公開し、また産業振興班においても閲覧できるようにしております。

次に、町独自の農業基本計画策定については、第4次総合計画に基づく平成27年度までの前期基本計画や農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、そしてこの人・農地プランの施策結果の検証を踏まえながら、今後検討してまいりたいと存じます。

7点目の町特別奨励作物についてのご質問ですが、平成26年度に町特別奨励作物栽培補助金要綱に基づき大豆を、農林産物加工施設と契約した農家は8戸でございました。作付面積約134アール、収穫量1.4トン、補助金の交付額は合計で21万6,510円でした。

一方、農林産物加工施設で利用された大豆は2.4トンでありまして、町内の収穫量では1トンの不足が生じております、需要と供給のバランスがとれていない現状であります。

次に、町で機械を購入し貸与することを検討できないかという質問でございますが、作付者等の意見を聞いた上で、よい方策があるか、今後検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、山根議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（関 民之輔君） 5番、山根君。

○5番（山根義弘君） 1項目めの長柄町都市マスタープラン、土地利用計画の見直しについてということでございます。

私のちょっと聞いた中では、この都計法の18条という法的根拠があるということであるんですけれども、そもそもそのマスタープランの策定というのは、当時、公共下水道事業計画というのがあって、上位官庁から、その事業計画に伴い、指示を受けて策定せざるを得なかったという背景を持っているというふうにも聞いております。

そういう意味で、本来の都市計画マスタープランの目的と意を異にしたものであったというのかなというようなことで認識をしておりました。

このマスタープランの持つ意味というのは、先ほど申しましたとおり、点と線及び面が、その有機的な連携のもとに、町の総合的な土地利用計画となるものであると、そして目指すべき将来の長柄町の姿を示し、町活性化の礎となすものだというふうに認識しております。

各地区の知人等を訪ねてご意見等をお聞きすべく町内を回っておりますけれども、多くの住民の方々が、少子高齢化や人口減少から派生する問題点を大変な危機感を抱いていることも改めて痛感したわけでございます。

また、こんな小さな町でありながら、地域によって危機感の度合いも種類も違うことがわ

かりました。福祉、経済、教育だけでなく、郷土文化や歴史さえ埋もれてしまい、将来の展望が見えないようでは、住民の方々の不安は払拭できません。

よって、町の将来を示すことが肝要であり、町の将来のグランドデザインを目に見えるようにならなければならないと思います。

先ほどの町長からのご答弁の中では、この都市マスタープラン、そのものにかわるものの中で、これを成し遂げていくというようなご答弁であったかなというふうに理解したんすけれども、私は、必ずしもこの都市マスタープラン、いわゆる土地利用計画という切り口でいかなければならぬということではありません。それにかわる代がえのものがあればと思うんですが、せっかく現在都市マスタープランというのがあったわけですので、その延長上で考えれば、このマスタープランの見直しという話に当然なってくるということだと思います。

どっちにしろ、この将来、町の将来を示すということが肝要であって、町の将来のグランドデザインを目に見えるようにしなければならないということは、住民の方々の不安を払拭するという意味合いで、非常にこれは大きなことだと思います。

この点について、町長はどのような見解をお持ちなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、2項目めのランチミーティング（町政座談会）についてなんですかけれども、1回目の中で、成果と今後の方向性についてお聞きしたわけですけれども、このランチミーティングに参加した人から聞いたことなんですかけれども、参加者は町長とですね、町長とですね。あくまで町の行政体ではないんですね、町長と、清田町長と話をしたいという想いだったと思います。だけれども、実際には、行政組織と向き合っているような状況で、余りにも距離感があり過ぎると、そういうお話を聞いております。

ランチミーティングというのはそもそも、町長とのその距離感をなくして、参加者の想いと町長自身の想い、それをお互いに伝える場でなければならないし、それぞれのその想いに対する結果や回答を、その場で望むものでもないというふうに考えます。

町長から、その場で即答を望むものではなくて、互いの声を、そして想いを聞いてくれる場であることを、双方が理解し合うべきであるというふうに思いますし、これが、1つの団体が、2回目、3回目という形の中で、このランチミーティングが続く中で、お互いのその想いを共有できることであるというふうに思います。

お互いがランチミーティングの場をはき違えると、継続性を阻害し目的とするところの果

実を得られなくなるというふうに思いますけれども、町長はその辺をいかがお考えなのかお聞きしたいと思います。

次に、5項目めのほうの特別養護老人施設入所希望者の実態についてということでございます。

1点目、2点ほどご質問しますけれども、1点目なんですけれども、入所希望待機者の生活実態に対して、行政は、どのような支援をしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

2点目なんですけれども、この特養ホームの需要は、今後ますます増えていくというふうに考えれば、ソフト面やハード面での官民連携が不可欠になるというふうに考えます。

そのためには、郡市一体となった取り組みが必要であるというふうに考えますけれども、先ほど広域連携をしたいというようなご答弁ありましたけれども、郡市一体となった取り組みが必要であるというふうに考えれば、本件における取り組み状況というのが、今どのようになされているのか、まだこれからなのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

6項目めの人・農地プラン（地域農業マスターplan）についてでございますけれども、平成24年の6月議会、今から3年前なんですけれども、私のほうから、長柄町農業基本計画の策定ということで提案をさせていただいた経過があります。

そのときの提案のほうを要約しますと、ちょっと多少長くなりますけれども我慢してください。

国策としての農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、その策定が、全国市町村一律に課せられまして、本町においても、平成22年6月には、さらに改定して現在に至っていると思います。

確かに、効率的、安定的な農業経営は基本的なことありますし、持続可能な足腰の強い形態は、WTOやTPP参加論争も含め、農業のプロバイオ化が進む中で、必要不可欠、喫緊の課題であると。

しかし、本構想においては、長柄町における営農類型による戸別形態、あるいは組織形態がなし得る農用地の利用面積シェアは27.8%、目標年次が10年後というふうにされており、これが仮に達成できたとしても、残りの約70%の農地はどうするのかという問題があります。また、兼業農家、あるいは高齢農業者、女性の起業家育成等はどのような位置づけとなるのかなどなどを、あるいは農業を核とした他産業との異業種間交流や、観光、文化、歴史、福祉、教育等も視野に入れた地域全体の活性化が必要不可欠であるということで考えるんです

けれども、本構想では、多様性に満ちた地域の目指すべき実情と乖離していると。それを補完する施策体系として私は、長柄町農業基本計画が必要であるというふうに考えるということで提案をいたしました。

これに対するご答弁は、長柄町総合計画にのっとり進めていくということで、先ほどもそういうような答弁、少しありました。全く次元の違うスタンスということで、3年前も戸惑いましたし、今も若干戸惑っています。

各自治体あるいは各地域の特色を生かした取り組みが肝要であって、本町においては農業を核とした地域活性化の礎を、先輩諸氏が築き上げてくれました。幸いにして我が町も、行政や農家あるいは関係機関のご努力により多彩な農業施策を図っておりますけれども、改めて長柄町の農業基本計画に、これらも組み入れて、そして整理することにより、多様な他産業との連携や観光、文化、歴史、教育、福祉、環境との施策展開が可能となり、さらなる多様な政策展開が見えてくるというふうに思います。また、個々の農家、あるいは住民の方々が、町の施策に自分がどのようにかかわっているのか理解しやすくなり、協働の町づくりの一助にもなるというふうに確信いたします。

そのようなことから、さらなる地域活性化を目指して、長柄町独自の農業基本計画の策定を、今回再度、提案させていただいたということでございます。

残念ながら、全て国策の中での計画づくりということで、それ以上進んでいないというものが実態なのかなということで残念に思います。これについては、ご答弁は求めません。

7項目めの長柄町特別奨励作物についてでございます。

郡内のある町では、機械の貸し出しを行っている事例もあります。例えば、マシーネンリング、これはドイツで行っている機械銀行方式なんですけれども、あるいは管理団体を設置する等の、そういう事例調査をいろいろしていただきまして、ぜひふるさと産品育成、あるいは意欲ある農家づくりに貢献願いたくお願いする次第でございます。

検討していただけるということで、ほつとしているわけですけれども、本日、千葉日報を見られた方は、掲載されておりましたけれども、先般、長柄町、長柄町さんのみそを使ったラーメン店が、町の協力により、地方創生交付金を活用して、都市農村総合交流ターミナル施設内に、今日ですね、というふうに聞いております。これこそ官民一体となった取り組みでもありますし、ぜひ定着していただきたいというふうに願うものでございまして、私も、ぜひこれから時間をとってラーメンを食べたいなというふうに考えております。

これからも、町特別奨励作物の安定的な需要と供給を目指して、多様な施策展開をお願い

するものでございます。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） まず2回目のご質問の順番を追ってご答弁させていただきたいと存じます。

まず初めの長柄町都市マスタープランの見直しについての2回目のご意見でございますが、現存の都市マスタープランにつきましては、基本的な土地利用法方針といたしましては、その役割は今でも基本ベースとして生きているというふうに認識しております。

今後の、今年度行います総合計画の策定、そういった上位計画を策定した後に、現在の社会経済情勢の長柄町を取り巻く土地利用に関する情勢の部分的なものにつきましては、現存の都市マスタープランを今後、次年度以降、修正を視野に取り組んでいくということで考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、ランチミーティングにつきましては町長のほうからご答弁がございます。

○議長（関 民之輔君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 先生ご指摘のとおり、ランチミーティングの趣旨としては、やはり結論が出ているわけですが、やはり町民の意見というか、いわゆる距離感を近づけると、ごもっともな内容であります。

お互いに、それが即答ではなくて、お互いにそこで取り組みを交わすことでもなく、ただ単に、いわゆるランチを通して皆様方と親近感を深めていくと。いわゆる行政に対して、もっとお近づきをいただくと、そういう意味でこれからも心して継続してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 特養に関します入所希望待機者の生活実態に対しましての行政はどのような支援を、また取り組み状況につきましては、入所希望待機者の多くは、居宅での介護支援、病院、老人保健施設を利用され介護、療養給付費等のサービスを既に受けておられます。

この方は、サービスを利用するためには、ケアマネジャーが決められています。サービスの利用によっては、町とのケア会議の開催により、今後のサービスの利用につなげるなど、利用者及びサービス事業者含め連携を図っております。

さらに、管内の認定者数、受給者数等の情報を共有することで、実態の把握と利用状態を検証するなど、今後必要とされる施設等の整備に活用しております。

以上のようなことを含めまして、入所希望待機者への行政支援に対しましては、個人の利用度の希望やケアプラン等が関連してまいりますので、包括支援を窓口とした相談に対応できる人材の育成や研修会への参加、さらには講座の開催等により、組織機能の強化に努めております。

さらに、入所事例のデータ化や介護保険事業計画への位置づけ等をすることで、高齢化になっても住みなれた地域で、健康で活動的に暮らしていくようニーズの把握をし、必要とされるサービスが提供できる基盤を整備するとともに、介護保険事業計画への推進に必要な支援が提供できる体制づくりに努めているものでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 森田産業振興班長。

○産業振興班長（森田孝一君） 山根議員のご質問のほうにお答えさせていただきます。

ご提案いただきましたマシーンリングや管理団体の設置等につきましては、今後、事例の調査を実施しまして、それらを含め、ふるさと産品育成につきまして、町長答弁のとおり、耕作者等の意見を聞いた上で、よい方策があるか、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（関 民之輔君） 山根君。

山根君、少し簡潔にお願いいたします。

○5番（山根義弘君） 3回目で最後でございます。

それでは、1点だけ。

1項目めの長柄町都市マスタープランの見直しでございます。

本プランの目指すものは、土地利用計画という側面での切り込みなんですけれども、要は、まち・ひと・しごとを創生することでありまして、それを推進するための組織が必要となります。

今回の質問の趣旨を、ちょっと飛躍してしまいますけれども、多種多様な仕事や考え方を持つ人たちと町活性化の共有意識の醸成と、そしてマネジメント組織として、例えば長柄町ふるさと創生振興公社、あるいはN P O 法人等の立ち上げによって、町の活性化を目指すというところに、このマスタープランの最終的な目的というのは一つあるというふうに考えます。

そんな思いで、町長のほうにお考えをお聞きしたわけですけれども、そんな中で、マスタ

一プランの見直しを、これからするというようなことでお考えを聞きましたけれども、ただ土地利用計画という側面で終わるのではなくて、その次の部分があるんだという認識を、お互いに共有しながらいきたいなというふうに考えます。

これについては、特にご答弁は望みませんけれども、何か町長からの思いがあれば伺いたいというふうに思います。

以上で私の一般質問のほうを終わります。

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） 町長のお考えというところでございますが、ちょっと総合計画、都市マスタープラン関係についての計画については、総務課のほうで携わっておりますので、私のほうから、その辺についての基本的な考え方につきまして、再度回答させていただきたいと思いますが、あくまでも都市マスタープランにつきましては、これは町の総合計画の下位に存する、土地利用に関する具体計画でございます。

こちらについては、やはり総合計画の見直しとともに、一部修正が必要となるものについては、全面的な見直しという感覚ではなくて、基本ベースの、この都市マスタープランを尊重しつつ、今後必要な部分については総合計画の策定以降、それに準じた形で、修正すべき点については修正を加えながら取り組んでいくという物の考え方でいきたいと考えております。

それから、この都市マスタープラン総合計画、どちらも具体的の、そのほかの農林計画、福祉計画ももちろんございますが、それぞれにつきましてはあくまでも町民との意識を共有した中で町づくりの活性化に向けて臨んでいくということが基本理念でございますので、この基本理念につきましては具体的な都市マスタープランとか具体的な計画にかかわらず、全てにおいて町民の、町民とともに活動をし取り組んでいくという姿勢で今後とも考えていくというところでご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 以上で山根義弘君の質問を終わります。

◇ 池 座 輝 美 君

○議長（関 民之輔君） 次に、2番、池座輝美君。

○2番（池座輝美君） 2番、池座です。

議長のお許しを得ましたので、私からは、若者定住対策についてという項目で3点ほど質問いたします。

私、前回、平成26年3月議会において、同じく定住対策についての質問をしました。その際、町のほうからは、住宅リフォーム改修補助事業を提案されました。その後の実績を伺います。

それと、その際の答弁で、先進地事例などを研究することになりましたので、その研究の成果をお伺いいたします。それが2点目です。

3点目、この問題は、私が質問した際には前町長でしたが、8月から、去年の8月から、成嶋町長にかわりまして清田町政になりました。

その際、町長がかわれど、町長も、この問題は喫緊の問題と、常に述べられておりますので、就任1年を迎えようとしている現在、この問題ばかりではなく、他のさまざまな政策などを実践する上で、どのように取り組んでいくのか、町長のお考えを伺います。

その3点でございます。よろしくお願いします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池座議員のご質問にお答えします。

まず、住宅リフォーム補助金制度の実績についてのご質問でございますが、この助成事業につきましては、町民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに町内産業の活性化、さらには雇用の創出を図ることを目的として、町内施工業者による住宅リフォーム工事を行った方に補助する事業であります。

このご質問の、平成26年度の実績につきましては、申請数が13件、総事業費は2,000万円余りで、主な内容はキッチンや洗面台、トイレなどの水回りのリフォームやブロック塀、駐車場の舗装など外構工事に対し、総額166万円の補助をいたしました。

定住対策につきましては、県内の市町村でもさまざまな施策を打ち出しております。県内では、新築住宅を取得した40歳以下の夫婦に奨励金を交付する制度があり、実績が上がっているとのことでございます。また、新築及び中古住宅を取得した人に、住宅及びその敷地に課税される固定資産税相当額を基本とする奨励金を交付している例がございます。

今後も、こうした先進事例を参考にしながら、本町に適した補助制度の拡充や普通財産の有効活用などを含め、私の公約の実現に向け、効果的な定住対策を取り入れるべく検討して

まいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で池座議員の質問に対して答弁と、まずさせていただきます。

○議長（関 民之輔君） 2番、池座君。

○2番（池座輝美君） 町長の今の答弁の中から、住宅リフォーム改修事業の申請件数が13件とありました。そのことについてですが、その申請をした方の年齢層というか、何歳ぐらいの方々からの利用が、申請が多かったのか、ちょっとお伺いいたします。

それと、若者政策について、県内でもいろいろな先進事例があったということであるんですが、町長においては喫緊の課題ということもあり、これを、まず今、部署はどこであるのかと、これを専門に、これかなり難しい問題になると思うので、早目に、それを担当する課をつくる考えがあるのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

それに、この質問は、それと伴いまして、ちょっと関連があるのでお伺いしますが、去年の出生数で構いません、子供の生まれた数がどのくらいなのか。

といいますのは、もう町長が今年度から実施いたします補助金の、子供に対する補助金の問題も絡めまして、ふえていくのか、そのままなのかも、ちょっと、私どもも把握したいと思いますので、その3点の質問をさせていただきます。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 池座議員の質問にお答えをします。

1点目の住宅リフォームの補助金を活用した13件につきまして、年齢層はどのくらいの年齢層かというご質問でございますが、直ちに今資料がありませんので、はつきりした年齢はわかりませんが、主に住宅の既に取得、住宅を持っている方でリフォームをする方ということで、中高年の方が多い利用だと考えております。

それから、2点目の、これから少子化対策に向けた新しい体制をとっていくのかというご質問でございますが、これにつきましては町長、役場機構の見直しを、今年度中に検討するということで、来年度に向けて取り組んでいくということで言っておりますので、この中で、各種施策ございますが、優先度の高い施策が効率的に取り組めるような体制づくりで考えていきたいと考えております。

それから3点目の出生数についてですが、平成26年度中の出生数は24名ということでございます。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 2番、池座君。

○2番（池座輝美君） 最後の質問になります。

今、内藤班長さんのほうから説明がございました。24名、これはもうかなり厳しい数字だと、町長、私は考えます。

これが、長柄町の将来上がってくる小学校の数であります。そうなりますと、これ今、我が小学校には町内2つあります。均等に分かれていたとして12名ずつと。そのまた半分が男女いますから6名ずつと。もう学校単位でも、かなり厳しいし、難しい問題になっていくと思いますので、ぜひ早目に、もう手おくれと言われて、我々もおりますけれども、何とかこれを伸ばすために至急、今、今年度中ということがありましたけれども、今年度中、あともう9ヶ月、まだありますけれども、できるだけ早い時期に、この問題に対して取り組んでいただきたい。

というのは、私もずっと番組、町村等把握できませんが、もう各市町村、みんな日本全国これ少子化対策だとかいろいろな問題が出ている中で、町から離れていく若者の転出先にまで行って、何で転出した、その理由までをアンケートで、向こうからもらうのではなくて、こちらから職員を転出先まで行ってアンケートもらってきて、その町の実態を直そうというところまで、もう出てきていますので、何とか我が町も、9ヶ月先を待たずに、町長の決断をお願いしたいと思います。

もうそのうちないということは、町長、考えている間にも、どんどん若者たちは出でていってしまいますので、何とか最後に町長に、この町の危機を救うべく決断の答えをお聞きして、私の最後の質問としたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（関 民之輔君） 町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 今、ご質問のとおりでございます。

これは、我が町ではなくて、もうこの国全体の問題でありますと、その辺のところから、まず切り込みを考えなければいけないということがあります。

とはいって、今、先生がおっしゃったような、待ってはいられない、そういう状況で、これはまさにそうです。これは私だけではなくて、みんなそう思っています。この国民の人が、誰でもかれでもみんな思っています。その中で、何が効果的で本当にできるのかと。条件もあります。いろいろな条件もあります。そういうものをクリアしながらやっていくところがあります。

そこで、では手をこまねいていいのかという問題になりますが、やはりタイムリーにすぐやらなければいけないことと、それから今、班長がおっしゃったような機構改革で、例

えば子育て支援課だとか、例えますよ、そんな課はまだ考えておりませんが、例えますそういうところの今度は中長期的なポジションをつくって対応していくとか、これは中長期的な考え方、そういう面はあります。

そういうことを踏まえますと、本年度、27年度予算で、私は、すぐやらなくてはいけないというのは、まず子供の子育て支援だと思うんです、若い人の。いわゆる認定こども園、それから医療費を無料化、高校生までただにする。そういう子育てがしやすい町にしていく、そして若者が我が町にという、一つづつこっちに向いてもらうと。

実は、ある茂原の若い人が、茂原の関係者の人が、おい長柄、何だよ、勇み足じゃないか。何ですかって。自分たちだけ住みよい町にしちゃって、若い人が長柄いいなという、そういう言葉を言っているんだよ。そのとき決めたと思いましたね、内心ね。税金の無駄遣いじゃなかつたと。それはもうすぐ今やらなくちゃいけない。私は、作戦的に、そう考えました。

したがって、今年度、27年度の教育予算につきましては、これは若者の呼び込む一つの流れをつくる蛇口であります、短期的にやる。これから、今、班長がおっしゃったように、この町をどうしていくかと。中長期的な考え方については、これから役場として機構改革をしながら、そういう担当をつくるかどうか。その辺は、皆様方のお知恵をおかりしながら、町民の目線に立って行政を進めてまいりたいというふうに思います。

できれば、皆様方にいろいろ教えていただきたい、そういう気持ちでいっぱいあります。よろしくお願ひします。

○議長（関 民之輔君） 以上で池座輝美君の質問を終わります。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（関 民之輔君） 次に、1番、本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） 皆様こんにちは。1番、本吉敏子でございます。

今年に入ってから、自然の脅威にさらされている中、2020年東京オリンピック・パラリンピックで、レスリング、フェンシング、テコンドーの3競技が幕張メッセで開催されるとが正式に決定し、千葉県中が喜びに沸いております。森田県知事、千葉市の熊谷市長も、経済界からも、県内の経済の発展への期待の声が上がっておりまます。

我が長柄町におきましても、自然や観光など魅力ある地域資源を発信し、経済の発展に結

びつけられるよう積極的に地域活性化を目指し取り組んでほしいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、6項目にわたって質問をさせていただきます。

1項目め、行政改革集中改革プランについて。

本町では、行政改革の取り組みとして、平成17年3月29日付の総務省からの示された地方公共団体における行政改革のための新しい指針に基づき、第4次長柄町行政改革大綱を作成し、長柄町行政改革集中改革プランを進めてきました。

また、長柄町行政改革推進プログラムについては、一部見直しを行い、平成22年度を起点とした平成26年までの数値目標を具体的に提示し、住民にわかりやすい指標を持ち、それを公表し、さらなる行政改革の推進を図ることになっております。

第4次行政改革も、平成26年度をもって終わりましたので、これまでの効果と実績を踏まえ、次の5カ年の新たな行政改革集中改革プランを作成していくかなければならないと思います。

そこで3点お伺いいたします。

1点目、行政改革集中改革プランに基づく5カ年間の効果はどうだったのか、お伺いいたします。

2点目、行政改革集中改革プランは継続が必要と思われますが、平成27年度から行わないのかお伺いいたします。

3点目、平成27年度の行政改革集中改革プランの実施方針についてお伺いいたします。

2項目め、病児・病後児保育についてお伺いいたします。

平成25年第2回定例議会でも、病児・病後児保育について質問をさせていただきました。

平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法は、子供を産み育てやすい社会を目指すものである。この法に基づき、平成25年度において、子育て家庭からのニーズ調査と、その分析、事業量などを検討を行い、平成26年度では、これらを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画に反映したいとの答弁をいただきました。

金銭的支援では、本町は、本年4月1日分から新たに、高校1年から3年までのお子さんが病気やけがで医療機関にかかりわった場合、支払った保険対象の医療費が助成されるようになり大変喜ばれています。

子供の子育て支援に必要なことは、子供の病気は働いている親にとって最大の難関とも言えます。病気の子供は、こども園、幼稚園と預けることができません。ですが、親も社会

人として、どうしても仕事に出なければならない場合もあります。特に、子供が小さいうちは、よく熱を出したり、お腹を壊したりと、病気になることが多いです。

子供が病気になったときでも、安心して預けられる人や施設がそばになければ、しっかりと働き続けることができません。例えば、子供が、感染症にかかったときに、こども園等にかわって児童を預ける病児保育室は、保育園、幼稚園とは別の場所に設置されていることが多く、医療機関を受診した後、預けることが可能な病児保育を探さなければならぬのです。

現在は、お子様が病気になったとき、なかなか受け入れ先がないので、勤め先を休んで対応しております。保護者の方が安心して子供を預け働くように、病児・病後児保育の開設を、一日も早く進めていただきますよう提案いたしますが、進捗状況をお伺いいたします。

3項目め、障害・難病者施策について。

障害者、難病者へのヘルプカードの導入についてお伺いいたします。

障害のある方、難病の方が、緊急時や災害時などに、周りの方の手助けを必要とする場合に、カードを提示し支援をお願いしやすくするもので、ヘルプカードというものがあります。カードに書き込む内容は、氏名、緊急連絡先、障害、病気の名前と特徴、血液型、かかりつけ医、服用している薬についてありますが、そのほかにも苦手なこと、できること、例えば、耳が不自由な方であれば手話か筆談でお願いしますなど、具体的な手助けをする内容を記載するものあります。外見上、障害の内容がわからない場合にも、カードを見せれば必要な支援がわかるというものです。既に導入している自治体では、カードを持つことで安心して外出できるといった声も聞かれ、とても喜ばれています。

このヘルプカードは、それぞれの自治体で作成し、呼び名が違つておりますが、東京都はガイドラインに沿ったヘルプカードを作成しておりますが、横浜市はコミュニケーションボード、さいたま市は緊急時安心カード、サバイバルカードと、呼び名もいろいろあります。

ぜひ本町でも、このヘルプカードの導入を検討し、障害のある方が安心して生活が送れるよう支援すべきと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

次に、長柄町主催の防災講習会の開催についてお伺いいたします。

平成23年度から実施しております町主催の防災訓練は、講師を招いて町が主体となり、誰もが参加できるように開催しているものです。しかし、参加者が少なく、自治会や自主防災組織の一部の方しか参加されていないように思います。その要因としては、自治会や連絡班に入っていない方がいることや、自主防災組織がないというところさえあります。

災害は、時間や場所を選びません。平日に、家庭を守るのは家にいるお年寄りやお母さん

たちです。誰でも参加できるように、子供からお年寄りの方まで参加を呼びかけ、少しでも防災についての知識を高めていただければよいのではないかと思います。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目、本町主催の防災訓練、自主防災組織の防災訓練の参加者の男女比率、年齢層などを含め、実施状況はどのようにになっているのかお伺いいたします。

2点目、町が中心となる町主催の防災訓練に、誰でもが参加できるような広範囲な呼びかけと参加しやすい工夫をするようご配慮いただきたいと思いますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

次に、住宅用火災警報器設置の補助についてお伺いいたします。

住宅用火災警報器の設置については、消防法の改正により、長生郡市広域の火災予防条例が、平成18年6月1日から施行され、新しく建築する住宅、アパート及び既存住宅にも設置の義務づけがされました。

昨年、6月1日現在の長生郡市内の設置率は45%と、全国の設置率を大きく下回るものであります。ことしの自治会長会議でも、消防本部から、設置の義務化についての周知を行ったとお聞きしております。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目、長生郡市では45%の設置率ですが、本町では何パーセントなのか、直近の設置率をお伺いいたします。

2点目、全世帯に設置し設置率を高めるためにも、設置に対する町独自の補助をする考えはないのかお伺いいたします。

最後に、学校施設の健全化についてお伺いいたします。

本町では、平成17年、昭栄中、長柄中が統合され、現在長柄中学校の1校になり、今年は10周年を迎えました。また、平成23年には、日吉小、水上小学校が統合され、現在小学校は日吉小学校、長柄小学校の2校となりました。

長柄町も、人口減少のスピードが早過ぎて、いろいろな問題が生じてきております。近隣の長南町でも、小学校の統合問題で、4つの小学校を1校に統合し、小中一貫校教育に移行することになりました。平成29年4月の開校を目指しております。

本町も、他人事ではなく、少子高齢化に伴い、年々出生数も減ってきております。出生数は、平成23年は42人、平成24年は30人、平成25年は40人、平成26年は24人となっております。児童のために、教育環境をどうすることが一番よいのか、本町の第4次長柄町行政改革大綱

の集中改革プランの取り組みの中にも、公共施設の健全化には、町立学校の適正規模に向けた統廃合の検討を進めますとあります。

今後、本町では、どのように考えているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員の質問にお答えします。

1点目の行政改革における集中改革プランの5年間の効果についてのご質問ですが、まず主なものを申し上げますと、指定管理者制度の導入による都市農村交流センターの運営を民間企業に委託、町内2つの保育所と幼稚園を統合した長柄こども園での充実した子育て支援の提供、また町立水上小学校と日吉小学校の統合等々、大きな成果がございました。

また、議会も、議員定数を14名から12名に削減する等、身を削る非常に大きな役割を果たしていただきました。この場をおかりし議員の皆様に感謝と敬意を表するものであります。

また、町職員も定員の削減など、この改革を通じて、町の行財政の厳しい実情を身をもって認識し、職員の意識改革に寄与したこと一つの効果であったと考えております。

次に、次期集中改革プランのご質問についてですが、平成22年度から26年度をもって区切りはつきましたが、本年度も行革の取り組みは継続させております。また、28年度から32年度の5カ年間を、次期集中改革プランの策定年度とし、これまでの行政改革の効果と実績を踏まえ、さらに継続すべきもの、廃止すべきもの、そして新たに取り組むべきもの、長柄町行政改革推進委員会で検証していただき、新たな集中改革プランを作成してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目の病児・病後児保育についてのご質問ですが、病児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた子ども・子育て支援家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされています。

保護者の方が、仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等のため、病気のお子さんを家庭で保育できないときに、一時的にお子さんをお預かりすることで、保護者の子育てを支援するものであります。

現在、長生郡市内では、茂原市が宮本内科医院と、一宮町、長生村、白子町が白子町の酒井医院と業務委託契約を交わし事業を行っております。また、睦沢町では、医療機関を指定せずに、かかった費用の一部を保護者に助成する償還払い方式を実施しております。

長柄町子ども・子育て支援事業計画では、28年度の実施に向けて、具体的な支援方法について検討中でありますので、ご理解賜りたいと思います。

3点目の障害・難病者施策についてのご質問ですが、ヘルプカードは障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのものです。緊急連絡先や必要な支援内容が記載されたもので、全国の都道府県、市町村では、ヘルプカードのほかSOSカード、防災手帳などの呼び方は異なりますが、さまざまなカードや手帳などが作成されております。

千葉県では、ヘルプカードとは異なりますが、受診サポート手帳を作成し市町村窓口で配布しております。氏名、生年月日、障害の種類、程度や医療機関名、病歴、さらに好きなことや苦手なこと、お願いしたいことなどを記載するようになっております。また、民間の電話事業者でも、耳や言葉が不自由な方のために、「電話お願い手帳」を作成し、市町村窓口で無償配布しております。これは、周囲の方に支援をお願いする際に使用するもので、ページを開ければすぐ要件が、すぐわかる仕組みになっております。

本町においても、「受診サポート手帳」や「電話お願い手帳」を、住民課窓口に配布しております。類似する手帳やカードが増えることで、困惑することも考えられますので、当面はこの手帳で対応していきたいと考えていますので、ご理解賜りたいと思います。

4点目の町主催の防災講習会の開催についてのお答えをいたします。

町主催の訓練は、平成23年度から年1回ペースで、開催場所を移動しながら実施してまいりました。1年目は、防災無線による緊急地震速報放送を実施し、自主避難訓練並びに職員の避難訓練と災害対策本部の設置訓練を行いました。2年目は、ロングウッドステーションにおいて、初期消火訓練、救急実技、非常食の炊き出し訓練などを、自衛隊の応援により170名余りの参加をいただき実施いたしました。3年目は、長柄中学校において、初期消火訓練、救急実技、避難所の設営訓練などを行い、4年目は、役場議場での地震を想定し、救助袋を活用した建物からの避難訓練を、本吉議員みずからも体験していただいて実施したところであります。

いずれの訓練も、味庄分署や社協のボランティアの方々のご協力により、約200名の参加のもと実施することができました。

また、自主防災組織の実施状況について、町が把握している訓練は、刑部区や長柄山自主防災組織を初め5組織の皆様が初期消火や救急実技訓練を継続的に実施しております。

次に、町が主催して町民誰もが参加できる講習会を開催してはとのご質問ですが、今後は

自治会等に未加入の皆さんにも参加しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

防災訓練は、災害の被害を最小限にとどめ、生命、財産を守るために、日ごろから災害時に冷静に行動する力を身につける訓練でありますので、今後とも町民との連携、協力のもと、実践的な訓練を継続的に実施してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

5点目の住宅火災警報器の設置補助についてのご質問ですが、長生郡市における設置率は、ご指摘のとおり45%であります。全国や県の設置率は70%ほどであり、長生郡市の設置率は低い数字となっております。

本町の設置率については、全町的な調査を行っておりませんが、味庄分署の調査結果によると、長柄山地区や六地蔵、山根、進栄団地などは90%を超えております。

しかし、30%程度の自治会も見受けられることも事実ですので、今後は関係機関とも協議しながら、火災警報器の普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、町独自の補助についてですが、火災警報器の設置は平成16年の消防法の改正により義務化されたものであり、県内で補助制度を採用している団体は少数であります。また、この業務については、広域消防に事務委任しているため、長生郡市で一体的な補助制度の検討をすることが望ましいと考えており、町独自での補助制度は今のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

6点目の学校施設の健全化についてのご質問は、教育長から答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 本吉議員からの学校施設の健全化についてのご質問にお答えをいたします。

文部科学省では、学校教育において、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、そのために小中学校では、一定規模の一定の集団規模の確保が望まれることから、学校教育法施行規則及び義務教育小学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令によりまして、公立小中学校の学級数の標準や通学距離の条件を示しております。

本町では、将来を担う子供たちがよりよい環境で教育が受けられるよう、本吉議員のご指

摘のとおり、平成22年10月に、日吉・水上小学校統合推進委員会を設置し、統合に向けての検討を進め、その結果、平成23年4月に、水上小と日吉小学校が統合しました。また、それ以前にも、平成17年に、長柄中学校と昭栄中学校を統合して新制、長柄中学校を設置するなど、これまで継続して学校規模の適正化に努めてまいりました。

今後につきましては、徐々に児童・生徒数が減少していく傾向にあることを踏まえ、現在の学級数や児童・生徒数のもとで、具体的にどのような教育上の課題があるのか、また近隣市町村の動向等、総合的な観点から分析を行いまして、これまで同様、学校統合の適否について考える必要が生じた場合には、統合推進委員会を立ち上げて意見を求めるとともに、保護者や地域住民と共通理解を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉君。

○1番（本吉敏子君） では、再質問させていただきます。

まず初めに、行政改革集中改革プランについてお伺いさせていただきます。

本年度は、平成28年度から5カ年の策定年度ということで、継続ということでよいのでしょうか。また、昨年度に、長柄町行政改革推進委員会で検証し、また平成27年度から5カ年ということではないのか。その辺は、ちょっとお伺いしたいと思います。

また、長柄町行政改革推進委員会の委員は、どのような方で構成されていまして、今現在、その策定をしていくということでありますけれども、その進捗状況をお伺いさせていただきたいと思います。

次に、病児・病後児保育についてということで、平成28年度から実施をしたいという、していただけるということで、本当に楽しみにしていきたいなと思っております。本当に、保護者の皆さんも、もう期待をして待っておりますし、ぜひやっていただきたいという声が多いですので、本当にそのために、また先ほども、子育てがしやすい町ということで、町長のほうからも答弁があったように取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。これは質問ではありません。ありがとうございます。

障害者の難病施策についてのヘルプカードということで、先ほどお話があった、長柄町には、この2種類があります。

この中の状況というのは、見ていただいたでしょうか。これは千葉県から、配布をされているものです。これは、医療機関の皆様にということで配布されているのが、この受診サポート手帳というものです。また、このNTTからいただいた、このグリーンというのが、こ

れはすばらしいものであります。これも、N T Tの社員の皆さんと、障害者の方、また難病の方から意見をいただきてつくられて、その皆さんの声でつくられたのが、この電話お願い手帳というものであります。

長柄町としての独自はないということで、またつくれないということでもお話があつたと思います。この住民課の窓口ということでもお話があつたと思うのですが、現在どのぐらいの方に配布されているのかということをお伺いしたいと思います。

また、この配布された方が、何の問題があるのか、何か問題点や困っていることなど、実際に、何が一番大変だと相談されているのか、またお伺いさせていただければと思います。

また、この手帳、またN T Tの、この電話お願い手帳という、配布というか窓口に置いておりますけれども、この啓発活動はどのようにされているのか、お伺いさせていただきたいと思います。

あと、防災講習会の開催についてということでお伺いさせていただければと思います。

今まで4年間実施されてきたわけですが、1年目からの問題点、4年間、いろいろなところで実施をされてこられました。私自身も参加をさせていただいております。

この1年目からの問題点ということを踏まえ、毎回実施をされてこられていると思いますが、どんなことがあったのか、お伺いさせていただきたいと思います。

先ほど、自治会とか、自治会等、また未加入の皆さんには、またこれから参加しやすい環境づくりを考えていきたいということでありましたので、ぜひこれは前向きにしていただきたいと思います。

具体的に、このようなことを考えていますという、またどのような周知をしていくのかとかということを、具体的に考えているのか、あればお伺いしたいと思います。

住宅用火災警報器の設置についてのことですが、啓発活動もされてきましたと思います。その設置率の低さということは、どこに原因があるのか、思っていることがありましたら教えていただければと思います。

また、これから先、どのように取り組んでいくのかということで、先ほども広域消防に、ぜひ、またね、相談をしてということありますので、ぜひ広域消防にも、ぜひ提案をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと学校施設の健全化ということで、質問をさせていただきます。

学校の統合の必要に生じた場合ということで、統合推進委員会をということでお話があつたと思います。これはどのような状況になったら、この統合推進委員会を立ち上げるのか、

お伺いしたいと思います。

また、近隣市町村等の動向等も、大事なことだと思いますが、また本町独自の、独自にどうするのかということも大事なことではないかと思いますので、統合になる前の手立てを本当に考えていかなければならぬと思いますので、近隣市町村がどうだというよりも、本町独自に、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

そこで、また、児童・生徒にとって、よい教育環境で教育が受けられるようにするため、統合になる前に、どのような手立てを考えているのか、お伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（関 民之輔君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 本吉議員の2回目の質問にお答え、行政改革に対する質問に對してお答えいたします。

まず、集中改革プランの件でございますが、平成22年から26年をもちまして、一つの区切りといたしまして集中改革プラン終了いたしました。

したがいまして、27年度、本年度は、集中改革プランの期間から外れております。

しかしながら、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、行革の取り組みは引き続き継続しておるのが実態でございます。その中で、平成27年度につきましては、28年から32年までの5カ年の計画、新たなる集中改革プランを策定するべき、する年度といたしまして、1年かけて新たなものを作成するということになっております。

それから、委員さん、行政改革推進委員会の委員でございますけれども、委員さんの人員は7名ということで要綱で定められております。

どのような方ということになりますと、要綱では、すぐれた識見を有する者というようなことになっておりますので、また委員さんの任命につきましては、町長が判断して指名することになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 受診サポート手帳についてお答えいたします。

現在、住民課窓口で置いてあるわけでございますけれども、これは、それこそご自由におとりくださいという状況でございますので、配布した枚数については把握してございません。

また、何が困っているかということでございますけれども、その辺についても、特に聞いておりません。

それこそ、ご自由におとりくださいということで、積極的な啓発活動はしていないわけでございますけれども、これからまた障害者手帳等の申請があった場合には、このようなものもありますよということで啓発していきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） 防災訓練についてのご質問でございますが、何か個別の具体的な問題があつたかということでございますが、特に訓練をやっていて大きな問題はなかつたのかなと思っております。

先ほど議員さんが言われたように、災害はいつやってくるかわかりません。家にいる方とか子供等にも、今後そういう方の参加も課題になるのかなと思っております。

また、防災訓練についてもマンネリ化しないように、効果的な防災訓練になるように、今後取り組んでまいりたいと思います。

それから、広報の方法ですけれども、今とそんなにかわりがございませんが、町の広報、ホームページ、あと防災無線などで、皆さんに呼びかけていきたいと考えております。

あと火災警報器についてですが、設置率の低さについての原因は何でしょうかということでおございますが、これについても特段うちのほうで調査しておりませんので傾向がはつきりとはわかりませんが、高齢者がふえているということや核家族化が進んで独居の方なんかが増えているということが、この問題の一因になっているのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 佐川教育長。

○教育長兼教育課長（佐川和弘君） 2度目の質問に対してお答えをしたいなというふうに思っております。

先ほど、学級規模については、法的な部分である程度基準があるということを申し上げました。その中の標準学級的な部分については、小学校は12から18が標準と、中学校も同じように12から18が標準というふうに示されております。

これはどういうことかといいますと、例えば小学校では12あるということは、各学年2学級あるから、クラスがえができると。それから中学校では、免許外担当をやらなくても、とりあえず定数で先生方を確保できるというような部分があります。

それ以下の小規模という部分では、小学校は6から11、それから中学校は3から11というふうになっております。

これは、とりあえず、1学級であっても、小規模だけれども、その中でいろいろなメリットを出しながら教育できる可能性が強いということだろうと思うんです。

それを下回りますと、非常にちょっと問題があると。つまり、複式学級ができる規模というふうになります。

近隣等の状況を見ましても、水上小のときも同じだったかと思いますが、やはり複式ができるということは、非常に大きな問題があるということで、そこが一つの大きな判断のきっかけになる規模であるというふうに私は考えております。

そういうことを考えて、今後の出生数等を見ると、何とか複式まではならないで済むのではないかという数なんです。そうしますと、次に、その中でもやはり、できるだけ大きな規模という課題が残るんだけれども、長柄町独自のということをしてあげた中に、やはり長柄町は地形的な部分で、非常に長柄と日吉・水上地域の部分とか、いろいろなやはり特徴がございますので、そんな部分もいろいろ要素に考えていかなければいけないのではないかという部分は考えております。

そういうことで、当面、小規模校のよさをどれだけ生かして、町民の希望に、期待に応えられるかということが、一つの大きな課題であるというふうに考えております。

そういう意味で、先ほど、今度、今年度から行っています中学校の海外派遣であるとか医療費であるとか、そういう部分、一つの大きな要素でございますし、また、今、小学校のほうに、小中学校に特別支援員ということで、町で採用した教員等を派遣しております。そういう形での人的な援助ができるでしょうし、あるいはまた人数が少ないとということで、デジタル教科書等を含めた教育機器の部分についても、ほかの大きなところと比べれば少ない予算で対応できるとか、できることはたくさんあるだろうと、そんな部分で当面考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉君。

○1番（本吉敏子君） それでは、最後の質問をさせていただければと思います。

行政改革集中プランのほうでは、これから行政改革推進委員会をということであったと思います。全然まだこれからというような状況なんでしょうか。まだ、もう、いつからやるとかというふうに決まっているのか、わかりましたら教えていただければと思います。

あと、ヘルプカードについてですが、ご自由におとりくださいということになつていていました。障害者の方だとかからも、長柄町に関して、本当にこちらからお尋

ねしたときに、初めて何かこういうのがあるんだということだとが教えてもらったりしますと。もう本当に、いろいろこういうものがありますよということではなくて、本當にあるから、じゃ勝手に見てくださいではないんでしょうけれども、そういうことがあるということを聞いております。

町独自ということも、またしっかりと考えていかなければいけないのかなというふうにも思いますし、住民の側、また障害者だとか、いろいろな方に対しては、こちらがしっかりと寄り添うようなことをしっかりと考えていただきたいというふうに思っておりますので、これからまた窓口に来られた方にはお話をしますということでありましたけれども、しっかりと対応をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、教育、この学校教育に対してですけれども、今のところはということでお話があったと思います。

これからまた、先ほども、池座議員もお話をしておりましたけれども、これは、少子化の問題は、長柄町だけではなく、国の問題、我が国の問題だというお話をもったと思いますが、町長からもあったと思いますけれども、本当に将来的には、本当に統合というような状況になるかもしれないという、本当にぜひ早目に、これは取り組む必要があると思いますので、いろいろな面で、本当に、教育委員会、また学校等、またいろいろあると思いますけれども、子供たちの側に立って、また真剣に考えていただければなというふうに思いますので、これは要望ですが、ぜひまた早目の対応を考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（関 民之輔君） 石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 行革の関係で、再度ご答弁させていただきます。

今現在、行革につきましては、5カ年間の実績の取りまとめをしております。例年ですと、そろそろもうでき上がるころかなというような形になろうかと思います。

その実績をもちまして、また新たなる行政改革大綱をつくりまして、第1回目の推進委員会にかけますのは、夏から秋ごろというようなことになろうかと思います。まだ、正確な日程につきましてはお答えできませんけれども、ただ改めて27年度、1年かけて実施するというようなことでございますので、拙速にならないように、じっくり構えて、よりいいものができるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号～報告第4号の上程、説明

○議長（関 民之輔君） 日程第6、報告第1号 平成26年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 平成26年度長柄町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告がございます。

いずれも繰越明許費、繰越計算書についてですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 報告第1号 平成26年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 平成26年度長柄町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

まず、報告第1号の一般会計でございますが、地方創生先行型交付金事業外11件の繰り越し、次に、報告第2号から4号につきましては、各特別会計における番号制度の対応に伴うシステム改修業務の繰り越しになります。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月6日の議会定例会におきまして、繰越明許費の議決をいただいたもので、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を

調整し、これを報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、財政管財班長に補足説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 報告第1号 平成26年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第2号から報告第4号の各特別会計の繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、報告第1号、繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

2款1項総務管理費、地方創生先行型交付金事業2,714万5,000円、2款2項徴稅費、番号制度対応に伴うシステム改修業務251万7,000円、3款1項社会福祉費、番号制度対応に伴うシステム改修業務4万4,000円、3款1項社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金30万3,000円、3款1項社会福祉費、介護保険特別会計繰出金23万8,000円、3款1項社会福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金4万4,000円、3款2項児童福祉費、番号制度対応に伴うシステム改修業務67万円、これにつきましては、児童手当にかかるものでございます。

3款2項児童福祉費、番号制度対応に伴うシステム改修業務17万3,000円、これにつきましては、こども園の保育料にかかるものでございます。

6款1項商工費、プレミアム付商品券発行補助金1,800万円、7款2項道路橋梁費、道路ストック総点検事業329万4,000円、7款2項道路橋梁費、町道3033号線道路改良事業4,815万4,000円でございます。

続きまして、7款2項道路橋梁費、（仮称）茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業の繰越明許費設定額は4,734万6,000円でありましたが、441万4,000円が平成26年度内に執行できましたことから、4,293万2,000円の繰り越しとなりました。

次に、報告第2号から4号の各特別会計の繰越明許費繰越計算書につきましては、報告第1号にありました各特別会計への繰出金に関連するもので、それぞれ番号制度対応に伴うシステム改修業務でございます。

報告第2号、国民健康保険特別会計では30万3,000円、報告第3号、介護保険特別会計では23万8,000円、報告第4号、後期高齢者医療特別会計では4万4,000円の繰り越しとなります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 以上で報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第7、議案第1号 長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

本案につきましては、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の改正に伴い、町条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、医療給付方法を、医療機関の窓口で一旦医療費全額を支払う「償還払い方式」から「現物給付方式」に変更するものであります。

また、附則において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、附則第12条に定める高額治療継続者にかかる特例機関の期限を、平成27年3月31日から、さらに3年間延長するものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

三上健康福祉班長。

○健康福祉班長（三上清志君） 議案第1号 長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案第1号をめくっていただきまして、附属資料1、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

新旧対照表の右側の表、改正後（案）で説明いたします。

題名、第1条、第2条、第1号及び第3条第1項中の「重度心身障害者」を、千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱に合わせ、「重度障害者（児）」に改めるものです。

第2条、第1号イの障害の程度の表示についても、県補助金交付要綱に合わせるものであります。

めくっていただきまして、第5条です。

第5条では、先ほどの町長の説明のとおり、医療費給付制度が「償還払い方式」から「現物給付方式」に変更されますので、第1項及び第2項で規定するものであります。

現在の制度では、医療機関の窓口で、一旦医療費を支払った後、役場の窓口で利用費の助成を申請する必要がありますが、改正後は、中学生までの子ども医療費助成と同様、医療機関の窓口で受給券を提示し終了となり、本人や家族などの負担軽減となります。

第5条第3項及び第4項では、償還払い方式について規定するものであります。

第6条は、字句の整理です。

附則、第3項の経過措置の改正ですが、高額治療継続者に係る本条第3条第2項に規定する受給権者の経過的特例が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正により、平成27年3月31日から平成30年3月31日まで延長となりました。

なお、条文につきましては、延長期間の改正でなく、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定されている期間といたしまして、今後法律の改正がされ期間延長となった場合でも条例改正の必要がないように対応したものであります。

施行期日につきましては、助成の方式の改正につきましては、平成27年8月1日から、附則の経過的特例については公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及して適用するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願ひいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第8、議案第2号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明申し上げます。

今回の補正額は1,052万6,000円の増額で、補正後の予算総額は35億152万6,000円でございます。

主な内容を申し上げますと、総務費では、防災対策費といたしまして、災害時の避難所に指定しております刑部地先の梅乃木荘の耐震補強実施設計業務645万9,000円の増、社会保障・税番号制度事業費といたしまして、番号制度関連事業事務負担金等で336万7,000円の増、消防費では、八反目自治会の火の見櫓解体撤去工事等で70万円の増となります。これらの経費の充当財源といたしまして、国庫補助金、町債、繰越金を充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては財政管財班長に補足説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

石井財政管財班長。

○財政管財班長（石井正信君） 議案第2号、一般会計補正予算につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをお開きください。まず歳出の内容から申し上げます。

2款1項3目防災対策費では、13節委託料645万9,000円の追加でございます。これは、災害時の避難所になっております梅乃木荘の耐震補強実施設計業務にかかる経費でございます。平成26年度におきまして、梅乃木荘の耐震診断を行いました。構造耐震指標、いわゆる

I S 値が0.6以上必要なところ0.31の値でありました。I S 値が0.6以上は、震度6から7程度の地震に対しまして、必要な耐震強度を持っているとされ、倒壊、崩壊する危険性が低いとされるものでございます。これに対しまして、現状の梅乃木荘のI S 値は、I S 値0.31は、倒壊、崩壊の危険性があるとされる数値であります。

よって、耐震補強工事に向けた実施設計を行うものでございます。

次に、11目社会保障・税番号制度事業費、いわゆるマイナンバー制度にかかる事業になりますが、13節委託料といたしまして、固定資産所有者等の住民登録者、登録者以外の符号取得作業支援にかかるものといたしまして8万7,000円、地方税との総合連絡テスト支援といたしまして64万8,000円の増でございます。

次に、19節負担金263万2,000円の増は、地方公共団体情報システム機構に通知カード、個人番号カード関連事務費を負担金として支出するものでございます。

次に、8款1項2目非常備消防費、15節工事請負費70万円の増は、八反目自治会の火の見櫓の解体撤去工事40万円と緊急対応消防施設工事30万円を増加するものでございます。この火の見やぐらの撤去工事によりまして、町内の火の見櫓の撤去は全て終了いたします。

次に、歳入をご説明いたします。7ページをご覧ください。

14款2項6目1節社会保障番号制度事業費補助金306万4,000円の増額は、マイナンバー制度にかかる事業費の増額分の国庫補助金を見込むものでございます。

次に、21款になりますけれども、1項2目総務債、1節緊急防災減災事業債の640万円の増は、梅乃木荘の耐震補強工事の実施設計に充当するもので、後年度に起債額の元利償還金の70%が地方交付税に算定されるものでございます。また、一般財源不足分の106万2,000円につきましては、19款1項1目1節の前年度繰越金を充当いたします。

続きまして、4ページ、第2表地方債補正をご覧ください。

梅乃木荘の耐震補強実施設計の費用を、緊急防災減災事業債により借り入れるものであり、起債限度額を2,820万円から3,460万円に変更し640万円増額するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（閔 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

吉原君。

○8番（吉原 成君） 国会で取りあげられていますがマイナンバー制度で、今、国会のほうで先送りだとか何とかと言っていますけれども、もしこれが実際に先送りになった場合は、

この事業というのも先送りになるのでしょうか。

○議長（関 民之輔君） 内藤総務企画班長。

○総務企画班長（内藤文雄君） マイナンバー制度についてのご質問ですが、今、国会等で話題になっておりますが、これにつきましては国の補助金がほとんどで100%に近いものがきておりますので、国のはうで保留になれば保留になるかもしれませんけれども、今のところそういう国県の指導は何も来ておりませんのでお知らせいたします。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

[「はい結構です」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（関 民之輔君） ほかに質疑ないようでございますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 平成27年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第9、議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ^とについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ^とについて、提案理由を説明申し上げます。

現在、委員であります尾高正男氏が、9月30日をもって任期満了となることから、その後任として、長柄町針ヶ谷1244番地、石井武氏を推薦するものであります。

石井氏は、教員として38年間勤務し、この間、市原市立光風台小学校長、明神小学校長などを歴任され、退職後も市原市の非常勤職員として、市原市辰巳台公民館長を務められました。広く社会の実情に精通し、人格、識見ともにすぐれた方であります。

よって、人権擁護委員第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

議案第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（関 民之輔君） 起立全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第10、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案につきましては、紹介議員であります池座輝美君に趣旨説明を求めます。

2番、池座輝美君。

○2番（池座輝美君） 請願第1号、件名「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願。

受理日、平成27年5月13日。

請願者、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会长、関山邦宏。紹介議員、私、池座輝美です。

要旨。平成28年（2016）年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

理由。貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23（2011）年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24（2012）年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編成が可能となり、各都道府県においても学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。

よって、私たちは、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれまして、本請願の趣旨についてご審議いただき、決議の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたいくお願い申し上げます。

平成27年6月12日提出。長柄町議会議長、関民之輔様。

請願2号、件名「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願。

受理日、平成27年5月13日。請願者、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子

どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会长、関山邦宏。紹介議員、同じく池座輝美。

要旨。平成28（2016）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、国における平成28（2016）年度「教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

理由。貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに、子どもたち一人ひとりをとりまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は、未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで以下の項目を中心に、平成28（2016）年度に向けての予算の拡充を働きかけていただきたいと考えます。

- 1、震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実施すること
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を拡充すること
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税、交付金を増額することなど。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関

係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

平成27年6月12日提出。長柄町議会議長、関民之輔様。

以上2件です。

○議長（関 民之輔君） この請願第1号及び第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 异議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 异議なしと認めます。

これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 民之輔君） 起立全員。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

請願第2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 民之輔君） 起立全員。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（関 民之輔君） お諮りいたします。

ただいま池座輝美君から発議案2件が提出されました。これを日程に追加したいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本発議案を日程に追加することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時44分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議案第1号、発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、発議案第2号 国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第37条の規定による一括議題といたします。

本案は、提出者であります池座輝美君より趣旨説明を求めます。

2番、池座輝美君。

○2番（池座輝美君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成27年6月12日。長柄町議会議長、関民之輔様。

提出者、長柄町議会議員、池座輝美。賛成者、長柄町議会議員、神崎好功、同、月岡清孝、同、星野一成。

1枚めくってください。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等と、その水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすもの

である。

政府は、国家財政の悪化から、同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに義務教育費国庫負担金の軽減や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月12日。長柄町議会議長、関民之輔。

内閣総理大臣、安倍晋三、財務大臣、麻生太郎、文部科学大臣、下村博文、総務大臣、高市早苗あてです。

同じく、発議案第2号 国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり議会規則第14条の規定により提出します。

平成27年6月12日。長柄議会議長、関民之輔様。

提出者、長柄町議会議員、池座輝美。賛成者、同じく、神崎好功、同、月岡清孝、同、星野一成。

国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は、「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にいるといわざるをえない。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい状況を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで以下の項目を中心に、平成28年度に向けての予算の拡充をしていただきたい。

ここは、先ほどお読みいたところなので割愛させていただきます。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月12日。長柄町議会議長、関民之輔。

内閣総理大臣、安倍晋三、財務大臣、麻生太郎、文部科学大臣、下村博文、総務大臣、高市早苗あてです。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採決することに決定しました。

発議案第2号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

したがって、発議案第2号は原案のとおり採決することに決定しました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置をとりますので、ご了承を願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（関 民之輔君） 以上で、本定例会の会議に付議されました事件は、全て終了しまし

た。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の決議の結果並びに会議録の整理については議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任せさせていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年度長柄町議会第2回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時54分